【後期高齢者医療制度】 保険料率改定のお知らせ

保険料率は２年ごとに改定を行うこととなっており、平成22年度及び平成23年度の保険料率（被保険者均等割額・所得割率）が決定しました。

後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりに納めていただく保険料は、公費や現役世代の支援金とともに大切な財源となります。

被保険者均等割額	所得割率
43,990円（被保険者全員が等しく負担）	**8.03%（被保険者が所得に応じて負担）**

●保険料の計算方法…被保険者均等割額と所得割額を合計して、個人単位で計算します。保険料の上限は年額50万円です。

保険料 ＝ 被保険者均等割額 43,990円 ＋｛（総所得金額－33万円）×所得割率 8.03%｝

●保険料の軽減…所得の低い方及び（国保・国保組合）以外の健康保険の被扶養者であった方は、次のとおり保険料が軽減されます。

被保険者均等割額の軽減　世帯主と世帯の被保険者の所得額の合計に応じて、均等割額が世帯単位で軽減されます。

世帯の所得額の合計	均等割額の軽減割合
33万円以下	8.5割
被保険者全員が年金収入80万円以下で、その他の所得がないとき	9割
33万円＋（24万5千円×世帯主以外の被保険者数）以下	5割
33万円＋（35万円×被保険者数）以下	2割

所得割額の軽減　被保険者の基礎控除後の総所得金額等に応じて、所得割額が軽減されます。

基礎控除後の総所得金額等	所得割の軽減割合
58万円以下	5割

被用者保険の被扶養者であった場合の軽減　後期高齢者医療制度加入の前日まで、（国保・国保組合）以外の健康保険の被扶養者となっていた方が対象となります。

均等割額	所得割額
9割軽減	負担なし

【お問い合せ先】 役場住民福祉課 ☎77－3614　由岐支所住民室 ☎78－2212

前期高齢者（70～74歳）の方へのお知らせ

現在お持ちの「国民健康保険高齢受給者証」の有効期限は７月末までとなっております。

平成21年中の所得によって自己負担割合を判定し、８月１日からご使用いただける新たな受給者証を有効期限までに郵送します。

※現役並所得以外の方の自己負担割合は平成23年３月まで１割に据え置かれます。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」及び「限度額適用認定証」について

国民健康保険の加入者で、住民税非課税世帯の人が入院した時、食事療養標準負担額や自己負担限度額が減額されます。

また、70歳未満の国民健康保険加入者で、現在入院している方、または今後入院が決まっている方は、医療機関窓口に「限度額適用認定証」を提示することで、自己負担限度額までの支払いで済みますので、認定証の交付申請をしてください。

◎認定証の更新について

「限度額適用・標準負担額減額認定証」及び「限度額適用認定証」の**有効期限は毎年７月31日です。**自動更新ではありませんので、８月以降も引き続き認定証が必要な方は、更新の手続き（申請書の再提出）をしてください。

【お問い合せ先】 役場税務保険課 ☎77－3615